

○総務省、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省 告示第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第二十四条の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準(平成二十九年農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号)の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 根本 匠
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示</p> <p>1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとし</p>	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準</p> <p>1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとし</p>

て主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、第一号から第四号まで（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあつては、次の各号（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ [略]

ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第七条に規定する地区として政令で定めるものをいう。）であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、同法第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して三年（当該特定非常災害発生日が平成二十九年七月三十一日以前である場合にあつては、五年）を経過していないこと。

二・三 [略]

四 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあつては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）の十分の一以上の額であること。

て主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の各号（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ [略]

ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第七条に規定する地区として政令で定めるものをいう。）であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、同法第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して三年を経過していないこと。

二・三 [略]

四 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、当該対象事業者の前年度における減価償却費の額の十分の一以上の額であること。

五 [新設] 対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度のイからハまでに掲げる金額を合計した金額から二に掲げる金額を減算した金額（事業年度の期間が一年未満である場合にあつては当該減算した金額を一年当たりの金額に換算した金額とし、当該減算した金額が零以下である場合にあつては一円とする。以下「付加価値額」という。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。）が百分の八以上であること。

<p>イ 売上高</p> <p>ロ 給与総額</p> <p>ハ 租税公課</p> <p>ニ 費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいう。）</p>	<p>2 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 [略]</p>

様式を次のように改める。
様式（第2項関係）

殿

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づき、申請書に記載された以下の対象事業者が行う承認地域経済牽引事業が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることを確認した。

記

主務大臣 名

年 月 日

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づき、申請書に記載された以下の対象事業者が行う承認地域経済牽引事業が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることを確認した。

対象事業者の名称及び住所	
計画承認日	
対象事業者が行う承認地域経済牽引事業の名称	
地域の成長発展の基盤強化に著しく資する対象事業への該当の有無	

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定（第一項第一号ロの規定を除く。）は、平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受ける者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十四条の規定により受ける確認について適用し、同日前に同法第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十四条の規定により受ける確認については、なお従前の例による。